

た様な職業まで、女子がとる様になつて來た。此の點に於て男閥は破壊されつゝあるのである。婦人問題の大切なもの一つは即此の女子職業問題であつて、此の後益々研究を要すべきものである。一方は婦人は適當なる職業の範圍をますます擴張すると同時に、婦人には不適當な職業又は過度の勞働に生活上其の他の事情の爲に餘議なく婦人が従事するのを防ぐ事も必要である。

一方婦人の活動の範圍を擴めると同時に一方婦人の精神直接には身体を保護しなくてはならない。殊に工女問題の如きは、工女本人は勿論、國家社會の大問題である。

然し日本では割にこの問題はまだ閉却されて居る。日本には工女は凡そ六十萬位あるといふ事である。六十萬の若い婦人の運命といふ事は、六十萬の若い婦人を教育する高等女學校の問題よりも一層大きな問題かも知れない。しかし國家も社會も、女子の中等教育に對するだけの注意と努力をこの工女に向うては拂つて居ないのである。工女問題の如きは隠れたる大問題である。

人權の主張となり、男女の同等となつたのである、(同等と同權とは別の事である。同權でなくとも、同等であり得る。こゝには同權でなく、同等といふのである)これは男女の根本主義の問題であるが、婦人運動の根本も矢張この哲學問題から出發しなければならぬ。たゞ經濟問題、生活問題、職業問題からのみ女子を見るのは第二次の見方で、第一次の根本的の出發點は人格といふ事である。人格を具へたる存在といふ點に於て、男女に差別のあらう筈はない。然るに世の實際は唯、從來の盲目的傳習に囚はれて女子はただ便利なもの、方便なものと思はれて、男女は同じく人格を具ふる精神的存在であるといふ事は充分に高調せられなかつた。これが又婦人問題の起る原因で此の問題の最も根本的なものである、婦人の教育にしても、社會に於ける位置にしても、自己としての生活としても、此の人格の基礎の上に立たなくてはならぬ。これを認めないこの議論は、要するに婦人の低級觀である。待遇も物質の待遇に止り、精神的待遇に至らないのである。然るに、我が國では今日尙婦人の人格を認めねばならぬといふこ

昔は智力体力の關係からして、強者の權利は男子にあつて、婦人の權利は認められなかつた。然るに十八世紀末の佛國大革命の時からして自由、平等、友愛の題目が唱へられた。其の平等と云ふのは、人は同等であり、又人たる點に於て男女に違はないといふのである。この思想はクリスト教には古くから宿つて居る。即、神の前には何人も平等である。又救をうくべき靈魂を有する點に於て男女に違はないのであるから、クリスト教の主義としては、男女は同等であるべきである。佛敎にしても、婦人は成佛できぬとはいつて居ない。成佛する資格を持つ事に於ては、男女に違はない譯である。斯く根本的にいへば、靈魂上差別がないのであるから、男女は同等である。靈魂に關する同等よりも、根本的の同等はありはしない、即大宗教に於ける男女觀は、根本的には其の同等を認めて居る譯であるが、事實に於ては非常な差別があり、懸隔があつた。然しそれを強いて主張する者もなく、婦人は男子の與へた掟に、従つてのみ生活して居たのである。然るに佛國大革命の頃から、再び此の點に注意せられる様になり、

の明瞭なる題目が、容易に一般には容れられないので、西洋よりも、我國に於ける一般の婦人觀は、まだ、低い所をさ迷つて居るのである。一方我が國に於て婦人の職業の研究、及その改善も必要な事であるが、婦人の精神的方面に於ける根本の問題及びそれより演繹されるべき各種の問題の研究、及びその改進の爲の努力が大切であると思ふ。(談話筆記)

近世兒童問題

倉橋惣三

兒童に關する問題は、初めは家庭にのみ限られて居ましたし、ついで學校といふ問題が加つて來たのでありますが、近世に於ては更に之等の問題の外に社會的に兒童に注意する所の問題が澤山に起つて來たのであります。之を假に近世兒童問題と名づけさせていただきますが、之には二つの大きな方面があります。即兒童の當然うべき幸福を益々増進してゆかうといふ目的と現代の社會に兒童の生活に有害なるものが

あれば、それを防遏して行かうといふ目的と二つに見る事が出来た。但此二つは考の上では分れて居るが事實の上に於ては常に一緒になつて起るものでありまして、同じ様な事業が、ごちらの考を主にして行はれるかといふに過ぎない場合が多い。大体に云へば児童問題の初に於ては、防衛的の、云はゞ必要に迫られた方面の仕事が多く行はれて、次第に之が發達するに及んで積極的に幸福を増進する爲めの目的に進んで来る様であります。

近世に於て何故に此の如き児童問題が盛になつたかといふ事については二様の解釋を施す事が出来た。一つは児童に對する人類の觀念が進んで来て、殊に廣い意味の教育思想も普及發達して來たといふ結果でありませう、併しながら又他の一面から云ひますと、文明の多少は變則的な發達が児童の生活を犠牲に供する場合が昔に比して多くなりました爲に、之を救済しなくてはならないといふ必要に促されて來たのであります。實際の上に於ては寧ろ此の方面の見地から正當に解釋せらるべき事實が多い位である。更に之を他の語でいふと、近世の児童問題は當

然児童の有すべき諸種の權利について、其保護を社會全体が責任を感じたといふ事に歸するるのである。然らば児童問題の種類も此児童が當然有すべき權利といふもの、種類によつて分れて來るわけでありませう。そして今日殊に主なる問題になつてゐるのは次の如き問題であります。

一、児童の生命の保證、實際的に云へば所謂幼兒死亡に關する種々の問題の如きが其主なるものであります。元來生後一年間位の児童の死亡の多いといふ事は昔からある所の尋常の現象でありまして必しも近世に於てのみ起つた事でありませんけれども、今日の諸生活の逼迫せる状態は此尋常的事實をして異常的事實たるにまで至らしめたのであります。而して此事は一面に於ては國家の人口問題に直接關係のある事でありまして、此方からも重大なる問題となるべきであります。假に其児童の個人について考へて見ても當然保護せらるべき生命の權利であります。之を問題として研究するに當つては或は産婦保護の問題或は乳兒營養に關する種々の問題等が含まれて居りまして、幼兒の身体に直接なる方法のみならず

寧ろ間接なる諸方面の注意を要求して來るのであります。

二、幼兒の健康に關する保證、成長したる大人が或必要の上から止むを得ず自分の健康を犠牲にするとか、或は其無知なるが爲に不健康なる事を敢へてする如き場合は、其當人の責任として解決を要すべき問題となるが、家庭及社會の事情からして當然保護さるべき児童の健康が害さるべき事がありましたならば、之は社會的に責任を負はねばならぬ事となります。例へば睡眠の十分といふ如き事は或は家庭に於ける部屋の數或は寢具の數等も影響しますし、更に附近の電車、諸興業物の如き社會的方面からの妨害も大に影響して來ます。或は學校に通學する所の児童が所謂精神的の方面に關しては、十分の保護は與へられまして其營養に於て欠ける所があり、そして其營養は個々の家庭に於て之を十分ならしめ得ざる事情がありとすれば、社會は其児童に精神上の教育を與へると共に營養上の救済をも與へねばならぬ事になります。尙又一般社會的公衆衛生に關する問題であつて特に児童に關係の近い様なもの、例へ

ば児童の食物に關する取締り、或は公園に於ける共同ユツプの問題の如き、自ら此中に屬して來るのであります。

三、児童は愉快に自由に遊ぶべき當然の權利を持つて居ます。此事は遊戲の人生に於ける價值、殊に兒童の生活に於ける價値の十分に理解せられなかつた時代には多く問題とならなかつた事でありませう、其方面の研究の結果によつて、児童を十分によく遊ばせる必要が明になると、此當然の權利を十分發揮せしむる様にする事も社會的解決を待つ事が多くなつて來るのであります。殊に都會の生活に於て兒童の遊ぶ場所の失はれて行くといふ如き場合に於ては之を何等かの方法で補充して行かなければなりません。所謂兒童遊園問題の如きはこれでありませう。又兒童は單に家庭内のみの生活に限られるのではなく、社會的に種々の娛樂を提供せられる必要の起る事もあります。かくの如き方面に於ては社會全体が其事について注意するのでなくては家庭は只消極的の手段を講ずる外何等積極的の解釋を與へる事の出來ないものであります。例へば兒童の讀物、或は活動寫

眞、或は又兒童の爲の芝居等の問題はこれでありま
す。

四、兒童は教育せらるべき権利をもつて居りまして
其教育が完成せざる前に勞動に従事せしめらるゝ如
きは其自然の權利を侵されたものと見なければなら
ません。さうして兒童が學齡中に於て勞働に従事さ
せらるゝ原因は家庭の貧困、或は兩親の不心得とい
ふ如き家庭内の私事に原づく事がありますけれども
而かも之に對する取締は社會的問題として與へら
れなければなりません。例へば工場に兒童を送るの
は家庭の都合でありますけれども、學齡前の兒童を
工場に雇ふべき否やといふ事は社會的問題であり
ます。又學齡中の兒童をして街路上の勞働に従はせ
るといふ事は家庭の都合でありますけれども、之を
許すべきや否やといふ事は道路といふ公共の方面の
取締に關しまして社會的問題になります。況や兒童
を役として種々なる興業物に用ゐる如きは嚴重に
社會的取締を要すべきものであります。こゝに於て
或は工場法案が必要となり或は少年勞働取締規則、
或は兒童虐待防止の問題が必要となるのである。

ります。

之等は近世の兒童問題の主なものについて極く大体
を見たのに過ぎませんが、此の如く考へて行きます
と兒童の生活の諸方面に當つて、此の如き必要なる
問題が多くあるわけであります。但前にも述べまし
た如く、之等の兒童問題の起つて來ますのは、或は
家庭が其任務を怠るとか或は社會が變則なる發達を
なしたとかいふ様な事に原因する場合が少くないの
であります。此くして之等の兒童問題の必要の多い
といふ事は社會的に多少の缺陷を意味して居る場合
が多いのであります。若し之等の必要がないなら
ばこの位幸な事はないのであります。彼の外國の例
などに従つて徒らに種々なる兒童問題を輸入し來つ
て、文明的設備の完全を誇らむとする如きは却つて
淺見たるを免れない事があります。併しながら我國
の今日の現状から立論するに、諸外國と其種類程度
を異にするのみならず、又其救済の方法についても
自ら別個の考を要する事があると信じますけれども
而かも上述の如き兒童問題の全く存しない時代では
ないのであります。現に之等の方面に向つて質實な

る研究と實行とを進められて居るものも少くないの
であります。而して之等の問題の解釋に當つて、最も
必要とする所のものは其方法或は設備の問題よりも
實に其の人を得るに於て難しとするのであります。一
般普通教育に於て人の必要は云ふまでもありません
んが、之等の社會的教育の諸問題に於ては設備方法
が主になつて人の大切の忘れらるゝ事が往々ありま
す。之はこれ等の問題の發達が未だ幼稚であるから
でありませうが、我々は兒童の諸問題の解釋の爲に
先づ人を得ねばならぬといふ事を固く信するのであ

ります。而して兒童問題のあらゆる方面に於て要求
してゐるものは之等の問題の解決に缺くべからざる
婦人であります。現に世界に於て兒童問題の模範的
解決の實例の殆ど大部分は、其働手としてよき婦人
を得たる場合であります。而して之等の方面に向つ
ても實に婦人の手を借らなければならぬ働き場所
の無限に多く存して居るといふ事は、社會的にも個
人的にもいろいろ考ふべき事であると思ひます。

(五月廿一日筆記)

(二) 女子教育に關するもの

成 瀨 仁 藏	女子教育	山 堂	明治二九、二	四〇
諸 名 士	教育大家女子教育論纂	普 及 舍	三〇、一一	五〇
〇 育 成 會	實験教育叢書第四篇	同 文 館	三二、二	二五
〇 下 田 次 郎	近世女子教育法	金 港 堂	三七、一二	二〇〇

木 表